

# 石川県公報

平成 25 年 12 月 20 日  
第 1 2 6 5 7 号（金曜日）  
毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示					
○県統計調査の実施	(総務課)	1	○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	4
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	(森林管理課)	1	○都市計画法に基づく公聴会の開催公告	(都市計画課)	4
○県道の区域の変更	(道路整備課)	2	<b>選挙管理委員会</b>		
○県道の供用の開始	(同)	3	○石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数		5
<b>公 告</b>			<b>人事委員会</b>		
○石川県立中央病院医事業務委託に係る企画提案の募集公告	(医療対策課)	3	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則		5

## 告 示

### 石川県告示第501号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。  
平成25年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称  
人権問題に関する県民意識調査
- 県統計調査の目的  
様々な人権問題に関する意識変化を把握するとともに、今後の人権教育・啓発施策の基礎資料とすることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲  
県内に在住する満20歳以上の男女のうち、無作為抽出により選定されたもの
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - 報告を求める事項
    - 人権問題全般
    - 人権問題各課題（女性、子ども、高齢者等に関するもの）
    - その他関連項目
    - フェイスシート
  - 基準となる期日又は期間  
平成25年12月25日（水）から平成26年1月10日（金）まで
- 県統計調査の報告を求める者  
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法  
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配付し、郵送で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間  
平成25年12月25日（水）から平成26年1月10日（金）まで

### 石川県告示第502号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のと

おり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
白山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
白山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 石川県告示第503号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年12月21日から平成26年1月14日まで縦覧に供する。

平成25年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
松任 宇ノ気線	下記区間を道路区域から除外する。				石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市福増町286番地先から 白山市福増町720番1地先まで		4.45 ~ 9.91	161.4	
能都穴水線	鳳珠郡穴水町字前波イ190番地先から 鳳珠郡穴水町イ187番1地先まで	旧	5.09 ~ 6.36	33.1	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	6.36 ~ 17.65	33.1	
大谷狼煙 飯田線	珠洲市折戸町口部15番1地先から 珠洲市折戸町口部17番1地先まで	旧	10.82 ~ 15.75	61.6	珠洲土木 事務所 維持管理課
		新	11.23 ~ 32.25	61.6	

## 石川県告示第504号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成25年12月20日から平成26年1月14日まで縦覧に供する。

平成25年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
能都穴水線	鳳珠郡穴水町字前波イ190番地先から 鳳珠郡穴水町イ187番1地先まで	平成25年12月20日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
松任 宇ノ気線	白山市乾町97番1番地先から 白山市福増町721番1地先まで	平成25年12月21日	石川土木 総合事務所 維持管理課

## 公 告

石川県立中央病院医事業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成25年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 委託業務の概要

## (1) 委託業務名

石川県立中央病院医事業務委託

## (2) 委託業務の内容

石川県立中央病院医事業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で指定する内容

## (3) 委託期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

## 2 参加資格者

石川県立中央病院医事業務受託者選定に係る企画提案書提出要領（以下「提出要領」という。）に示す参加資格を全て満たす者とする。

## 3 仕様書等の交付場所等

## (1) 交付場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局総務課

## (2) 交付方法

次のいずれかの方法で入手すること。

## ① 書面による交付

(1)の交付場所において交付

## ② 電磁的方法による交付

石川県立中央病院ホームページ（<http://www.pref.ishikawa.jp/ipch/index.html>）に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

## (3) 交付期間

平成25年12月20日（金）から平成26年1月31日（金）までの午前9時から午後5時まで

## 4 企画提案書の提出場所等

## (1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ

(2) 提出期限

平成26年1月31日（金）午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送

5 審査の方法

2の参加資格等を満たすと認めた者の提出した企画提案について、書面審査及びプレゼンテーションを実施し、委託候補者を選定する。

6 その他

- (1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。
- (4) 提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
朝 倉 大 貴	県内全域	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
廣 谷 太 一	〃	鳳珠郡能登町字宇出津タ字97 公立宇出津総合病院

都市計画法に基づく公聴会の開催公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成したいので、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年12月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 開催日時、都市計画の種類及び開催場所

開催日時	都市計画の種類	開催場所
平成26年1月23日 午前10時から	金沢都市計画区域区分	野々市市役所1階 101会議室

2 都市計画の変更の概要

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、都市計画の計画書及び参考図を平成25年12月20日から平成26年1月10日まで石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 公述の申出

(1) 申出の期限

平成26年1月10日

(2) 申出の手続等

公述人として意見を述べることができる者は、当該公聴会に係る都市計画区域内の住民とし、意見を述べようとする場合は、申出の期限までに別記様式による意見申出書を提出すること。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。

4 その他

- (1) 意見申出書の提出先及び問合せ先

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県土木部都市計画課

(2) 公述の申出がない場合

3(1)の申出の期限までに申出がない場合は、公聴会を開催しない。なお、公聴会を開催しない場合は、3(1)の申出の期限後、追って石川県公報に登載する。

別記様式

意 見 申 出 書	
平成26年1月23日に開催される	都市計画 の変更に関する公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し出ます。
平成 年 月 日	
石 川 県 知 事 様	
	住 所 (電話番号 )
	氏 名 <span style="float: right;">印</span>
	生 年 月 日
	職 業
意見の要旨 別紙のとおり (注)	

(注) 意見の要旨及びその理由を具体的に、400字程度で書いてください。

**選 挙 管 理 委 員 会**

**石川県選挙管理委員会告示第101号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（石川海区漁業調整委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年12月20日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

2,194人

**人 事 委 員 会**

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をいりに公布する。

平成二十五年十二月二十日

石 川 県 人 事 委 員 会

**石川県人事委員会規則第十二号**

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十七中「上野台中学校」を「輪島中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

